

## 事業所確認調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市が発注する事業への不適格業者の参加を防止し、適正な契約を締結するため、佐倉市一般(指名)競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)において市内業者又は準市内業者として登録されているもの(以下「登録業者」という。)を対象として、その事業所の所在、営業活動の実態等について申請内容との事実確認を行うための必要な事項を定める。

### (調査時期)

第2条 調査は、必要に応じ随時行う。

### (調査項目)

第3条 調査は、次の各号に掲げる事項について、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格審査要領に基づく申請内容と現状との内容照合を行う。

- (1) 事務所又は支店等の所在地
- (2) 事務所又は支店等の所在を明らかにした標識又は看板の設置の有無
- (3) 事務所又は支店等の設置形態(自社保有又は自社保有以外の場合においては、賃貸借契約等明確な使用権を有しているか否か)
- (4) 事務用什器(机、椅子等)や事務用機器(電話、ファックス、複写機等)の備付の状況
- (5) 連絡手段の状況
- (6) 従業員の雇用及び配置状況
- (7) 代表者又は受任者の勤務状況
- (8) 技術者の資格及びその恒常的な雇用関係
- (9) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

### (調査方法)

第4条 調査は、原則として登録業者に対し予告をせずに、事業所確認調査表(別記様式第1号及び別記様式第2号)により現場の確認及び聞き取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行う。

2 調査は、契約担当課に属する職員2人以上を1組として行う。

### (調査報告)

第5条 調査員は、調査を行った場合は速やかに事業所確認調査表を作成し、市長に報告するものとする。

### (調査結果)

第6条 市長は、調査の結果、改善を要すると認めた登録業者に対して文書により調査結果を通知するものとし、改善結果について文書により報告を求めものとする。

### (再調査)

第7条 前条の規定により、改善を要すると認められた業者から改善結果に係る報告が提出された場合は、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善を要すると指摘された内容が軽易なものについては、この限りでない。

(入札参加資格停止等)

第8条 正当な理由なく調査を拒んだ場合又は改善報告を提出しない場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき必要な措置を講ずる。

2 第6条の規定により改善を要すると認められた業者は、指摘された事項について改善が完了するまでの間は、入札への参加を認めないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 事業所確認調査のために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。